

令和 8 年度水稲渇水対策等支援事業の募集について

(農業経営基盤強化 (高温対策等) 事業)

水不足の影響による水稲の収量減少や品質低下を防ぐため、渇水対策に資する機器の導入等を支援します。

1 事業内容

■対象品目

水稲

■補助対象及び補助率等

補助対象	補助率等	補助額
○ 農業用揚水ポンプ (1 実施主体あたり2台までに限る) ○ 上記の設置に必要な機器等 (燃料代は除く) ○ 給水車の配車 ○ その他知事が特に認めるもの	事業費 (税抜) × 1/2 以内 【事業費5万円 (税抜) 以上対象】	補助対象事業者当たり 【上限10万円】

※令和 8 年産に使用し、かつ令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月30日までに納品又は実施されたものに限る。

■事業実施主体

- 個人の場合・ ・ 認定農業者、認定新規就農者、 農地所有適格法人

(農業経営体) かつ

水稲で {10ha以上の面積 or 集落の80%以上の面積} を {耕作 or 受託}
- 団体の場合・ ・ 3 戸以上の販売農家で構成

かつ

水稲の生産、販売、受託、共同機械利用のいずれかを目的とする団体

かつ

水稲で {10ha以上の面積 or 集落の80%以上の面積} を {耕作 or 受託}

■補助要件

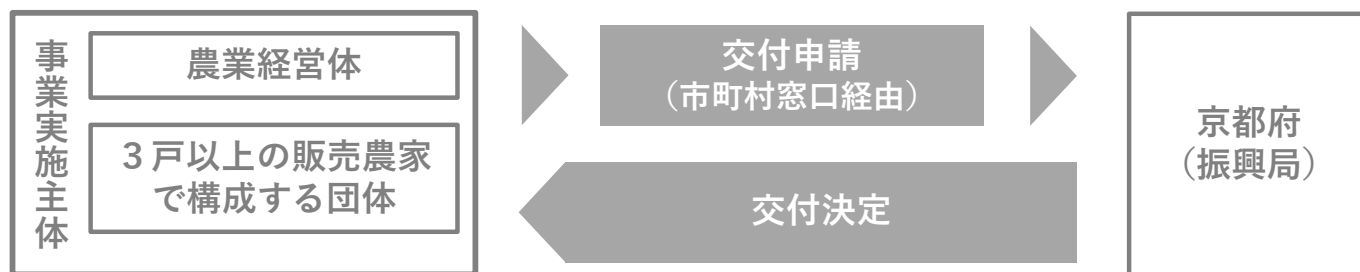
- (1) セーフティネット制度への加入
対象品目を対象とした①～③のいずれかについて加入済み又は①への加入を検討すること
 - ① 農業保険制度（収入保険、水稻共済）
 - ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
 - ③ 民間事業者が提供する保険
- (2) 他の京都府が実施する事業と重複申請とならないこと

■留意事項

- ・ 多数により予算の上限を上回る場合は、補助率を下げて交付します。
- ・ 補助対象は、令和8年産に使用し、かつ令和8年4月1日～令和8年9月30日までに納品又は実施されたものに限りします。
- ・ 令和8年4月1日以降であれば、交付決定前に着手いただくことも可能です。

2 申請～交付決定の流れ

- ① 事業実施主体において申請書を作成
- ② 主たる事業実施区域が所在する市町村窓口へ提出
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請
- ④ 申請内容を審査後、京都府から交付決定



3 申請締切

令和8年9月17日（木）までに市町村窓口へ提出
（京都府農産課へは9月18日（金）必着）

問い合わせ先	伊根町地域整備課	： 32-0505
	京都府農林水産部農産課	： 075-414-4953
	山城広域振興局農林商工部	： 0774-21-2392
	南丹広域振興局農林商工部	： 0771-22-0371
	中丹広域振興局農林商工部	： 0773-62-2743
	丹後広域振興局農林商工部	： 0772-62-4305